

京丹後市社会福祉協議会久美浜支所

訪問介護サービス事業



住み慣れたご自宅で 安心して暮らしていただけるよう、
ご家庭に 訪問介護員（ヘルパー）がお伺いし、
在宅での生活に必要な「生活援助」や「身体介護」を提供します。

サービスの内容

生活援助

調理



掃除



洗濯



買物



薬の受け取り



その他、必要な
生活援助



身体介護

食事介助



排泄介助



移動介助
移乗



体位変換



身体清拭



衣類着脱
の介助



入浴介助
洗髪



自立生活
支援のため
の見守り
援助

その他



お問い合わせご相談

〒629-3405 京丹後市久美浜町 814 (京丹後市久美浜庁舎内)

 0772-82-0008

介護保険等のお問い合わせ・ご相談内容に関する個人情報、介護事業目的以外には使用しません

介護保険サービス利用までの流れ

- 1 相談と申請（市民局で手続きできます）
- 2 訪問調査（地域包括支援センターの職員が、自宅を訪問して調査します）
- 3 主治医意見書（地域包括支援センターの依頼で、主治医が意見書を作成します）
- 4 審査・判定
- 5 認定・通知（申請から30日以内に通知されます）

【要介護・要支援と認定されたかたは】

- 6 ケアプラン作成（居宅介護支援事業者に依頼できます）
- 7 サービス利用開始

その後は…認定の有効期間に応じて更新の手続き



介護保険の利用対象者は

65歳以上のかた（第1号被保険者）

介護や支援が必要と認定されたとき、サービスを利用できます。

介護が必要となった原因は問われません。

40歳以上65歳未満のかた（第2号被保険者）

特定の病気※が原因で介護や支援が必要と認定されたとき、サービスを利用できます。

交通事故等が原因の場合は、対象外です。

※特定の病気…筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症、脳血管疾患、進行性核上性麻痺・大脳皮質基底・核変性症・パーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、末期がん